

病院、診療所の 診療に警告

不應招問題に厚生省から 通牒

医師法第十九條又は歯科医師法第十九條に規定してある所謂医師、歯科医師の不應招問題に關して、最近東京都内の某病院に於て医師が空床がない事を理由に、緊急收容治療を要する患者を拒んだために問題を惹起したので、厚生省では重大視し今後かゝることのないようにと九月十五日附東医務局長から都道府縣知事あて左の如き警告的通牒を發し、府縣下の医師、歯科医師及び医療機關の長に対し特に留意の上充分諸趣旨を徹底させるよう配意方を依頼した。

病院、診療所の診療に關する件通牒

厚生省医務局長から
都道府縣知事宛

最近東京都内の某病院において、緊急收容治療を要する患者の取扱に當り、そこに勤務する一医師が空床がないことを理由として、これが收容を拒んだために、治療が手遅れとなり、遂に本人を死亡するに至らしめたとして問題にされた例がある。診療に従事する医師又は歯科医師は、診療のもとめがあつた場合には、これに必要なして充分な診療を與えるべきであることは、医師法第十九條又は歯科医

師法第十九條の規定を俟つまでもなく、當然のことであり、仮りに患者が貧困等の故をもつて、充分な治療を與えることを拒む等のことがあつてはならないことは勿論である。

病院又は診療所の管理者は自らこの点を戒めるとともに、当該病院又は診療所に勤務する医師、歯科医師その他の従業者の指導監督に充分留意し、診療をもとめる患者の取扱にあつては、慎重を期し苟も遺憾なことのないようにしなければならないと考えるので、この際貴管内の医師、歯科医師及び医療機關の長に対し、左記の点につき特に御留意の上充分右の趣旨を徹底させるよう御配慮願いたい。

記

一、患者に與えるべき必要にして充分な診療とは医学的にみて適正なものをいうのであつて、入院を必要としないものまでも入院させる必要のないことは勿論である。

二、診療に従事する医師又は歯科医師は、医師法第十九條及び歯科医師法第十九條に規定してあるように、正当な事由がなければ患者からの診療のもとめを拒んではならない。而して何が正当な事由であるかは、それぞれの具体的な場合において社会通念上健全と認められる道徳的な判断によるべきであるが、今ここに一二例をあげてみると、

(1) 医療報酬が不拂であつて

も、直ちにこれを理由として診療を拒むことはできない。

(2) 診療時間を制限している場合であつても、これを理由として急施を要する患者の診療を拒むことは許されない。

(3) 特定人例えば特定の場所に勤務する人々の診療に従事する医師又は歯科医師であつても、緊急の治療を要する患者がある場合において、その近辺に他の診療に従事する医師又は歯科医師がいない場合には、やはり診療の求めに應じなければならない。

(4) 天候の不良等も、事実上往診の不可能な場合を除いては「正当な事由」には該当しない。

(5) 医師が自己の標榜する診療科名以外の診療科に屬する疾病について診療を求められた場合も、患者がこれを了承する場合は、一應正当の理由と認め得るが、了承しないで依然診療を求めるときは、應急の措置その他できるだけの範囲のことをしなければならない。

三、大病院等においては、受附を始めとし、事務系統の手続が不当に遅れたり、或はこれらのものと医師との連絡が円滑を欠くため、火急を要する場合等において、不慮の事態を惹起する虞があり、今回の例もかくの如きものに外ならないのであるから、この点特に留意する必要がある。